

令03原機(速材)008

令和4年1月13日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所(南地区)の使用施設(照射燃料集合体試験施設)
に係る使用前確認申請書記載事項の変更届

令和3年11月16日付け令03原機(速材)006(令和3年12月24日付け令03原機(速材)007
をもって変更)をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地
区)の使用施設(照射燃料集合体試験施設)に係る使用前確認申請書の記載事項の一部を下記
のとおり変更したいので、核燃料物質の使用等に関する規則第2条の5第3項の規定に基づき届
け出ます。

記

(1) 申請書記載事項「使用前確認を受けようとする使用施設等の範囲」

1) 変更の内容及び理由

- ・ 記載の適正化のため、以下のとおり変更する(変更箇所を二重下線で示す。)

【変更後】

使用前確認を受けようとする使用施設等の範囲	照射燃料集合体試験施設(以下「FMF」という。)のうち、使用の方法(場所別使用方法)のうちの 電顕室の透過型電子顕微鏡(以下「TEM」という。)、 <u>電顕室の集束イオンビーム加工装置(以下「FIB」という。)</u> 、 実験室の二次イオン質量分析計(以下「SIMS」という。)
-----------------------	--

以上